**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び国保中央病院組合契約規則（平成13年4月1日国保中央病院組合規則第1号）第2条第1項の規定により、公告します。

令和元年　6月13日

国保中央病院組合

　　　　　　管理者　山村　吉由

１　競争入札に付する内容

（１）　委託業務名

国保中央病院臨床検査業務委託

（２）　委託業務の内容等

　　　　　入札説明書、臨床検査業務委託仕様書のとおり

（３）　契約期間

令和元年6月25日～令和4年7月31日

ただし、令和元年6月25日から令和元年7月31日までの期間は、業務履行の準備期間とし、業務の履行期間は令和元年8月1日から令和4年7月31日までとします。

（４）　履行場所

奈良県磯城郡田原本町宮古404-1　国保中央病院　中央検査室

（５）　入札方法

①　 入札書には、別紙「検査項目単価表」の検査実施料（税抜）に依頼件数（平成30年度）を乗じた総価を記入してください。落札者の決定は、総価で行い、契約は入札単価による単価契約とします。

② 　落札金額の決定に当たっては、入札書に記載された入札単価に当該金額の消費税及び地方消費税（８％）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該加算される額を考慮して、入札書を記載してください。

③　消費税及び地方消費税の税率改正に伴う取扱いについて

　　　落札価格の決定及び契約の締結は、現行の消費税率８％で行いますが、税率改正があった時には、新税率を適用します。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

（１）　国保中央病院組合契約規則第3条第1項の規定に該当しない者であること。

（２）　国保中央病院組合、川西町、三宅町、田原本町、広陵町のいずれかの競争入札等参加資格者名簿おいて取扱営業種目S検査・分析・調査業務の１臨床検査・分析又はこれらと同等の営業種目に関する業者登録をしている法人であること。

（３）　本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。

（４）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（５）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（６）　民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

（７）　公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者。

（８）　公告で定めた開札日時において、4町又は国保中央病院組合指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

（９）　平成26年度から平成30年度までの5年間に、奈良県及び近隣府県に所在する病床数200床以上の規模を有する病院において、臨床検査業務の元受業者として年間１万件以上の検体検査業務を１年間以上継続して受託し、誠実に業務を履行した実績がある者であること。

（10）　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に規定する衛生検査所の登録を受けていること。

（11）　一般財団法人医療関連サービス振興会が行う衛生検査所業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けていること。

（12）　国際規格ISO15189の認定を取得していること。

（13）　一般財団法人日本情報処理開発協会が付与するプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

（14）　次のいずれにも該当しない者であること。

　　①　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

　　②　暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

　　③　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

　　④　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

　　⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

（15）　奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

（16）　その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

３　入札手続等

（１）　入札説明書等の交付期間及び場所

①　交付期間

ア．ダウンロードによる場合

令和元年6月13日（木）９時００分～令和元年6月17日（月）１７時００分まで

イ．来院による場合

令和元年6月13日（木）～令和元年6月17日（月）の９時００分から１７時００分まで

（但し、土・日・祝日及び１２時００分～１３時００分は除く）

②　交付場所　：　本組合ホームページ（https://www.kokuho-hp.or.jp/）からダウンロードする　か、下記に取りに来てください。

〒６３６-０３０２ 奈良県磯城郡田原本町宮古４０４－１

国保中央病院組合　　企画総務課

TEL ０７４４－３２－８８００

（２）　入札参加資格審査申請書の提出期限及び場所

①　提出期限

ア　持参の場合

令和元年6月18日（火）１７時００分まで

　　　　イ　郵送の場合

令和元年6月18日（火）必着

　　　②　提出方法

　　　　　　持参又は郵送に限ります。

　　　　ア　持参の場合

　　　　　　　土・日・祝日を除く９時００分から１７時００分の間に提出してください。

（１２時から１３時の間は除く）

　　　　イ　郵送の場合

　　　　　　　提出期限必着とし、書留郵便により提出してください。

　　　③　提出場所

国保中央病院組合　企画総務課

（３）　入札の日時及び場所

入札日時　：　令和元年6月25日（火）１０時００分

　　　　　入札場所　：　奈良県磯城郡田原本町宮古４０４-１　　国保中央病院　飛鳥ホール

５　その他

（１）　入札保証金

免除とします。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は国保中央病院組合契約規則第４条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

（２）　契約保証金

 　　　　契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、受託者が次の①もしくは②に該当するものであるときは、契約保証金を免除します。

　　①　保険会社との間に国保中央病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

　　②　過去２年間に国又は官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって

締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない

と認められるとき。

（３）　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができます。

　　①　契約保証金に代わる担保となる有価証券

　　②　銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

（４）　入札者に要求される事項

入札参加希望者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加決定通知書にて承認を受けるものとします。その上で、所定の入札書を作成し、所定の場所及び日時において入札してください。

（５）　入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、国保中央病院組合契約規則第１２条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

（６）　契約書の作成の要否

　　　　　当組合所定の契約書により、作成願います。

（７）　落札者の決定方法

　　　　　予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（８）　契約の不締結

　　　　　落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

　　①　２の（１4）①から⑤までに該当する者であると認められたとき。

　　②　営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」とい

う。）に当たって、その相手方が２の（１4）①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　③　この業務の履行に係る下請契約等において２の（１4）①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、（上記②に該当する場合を除く。）国保中央病院組合が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

（９）　契約の解除

　　　　契約締結後、契約者について（８）の①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は国保中央病院組合契約規則第３２条第２項の損害賠償金を納付しなければなりません。

（１０）長期継続契約

　　　 　当該入札により委託契約を締結する「国保中央病院臨床検査業務委託」は、地方自治法施行令第１６７条の１７（昭和２２年政令第１６号）及び国保中央病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成２７年４月１日国保中央病院組合条例第１号）に基づき、長期継続契約とします。

（１１）　契約条項

　　　　　法令等に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担する予算を定めることなく長期の契約を締結するものであり、翌年度以降の予算が保証されているものではありません。よって、契約書には「この契約の締結日に属する年度の翌年度以降の国保中央病院組合収支予算において、委託料が減額又は削除されたときは、当該契約を変更又は解除する」旨の条項を盛り込みます。なお、当該契約の変更・解除により受託者に損害を与えたときは、合理的算定方法により実損額を両者で協議し、損害賠償額を定めるものとします。

（１２）　その他必要事項

 　　　　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。